

板橋区産業融資申込みの手引き（申込～斡旋）

1	申込み方法について	2
2	必要書類について	2
3	よくある質問	3
	（1）事業開始から2年経っていない事業者の場合、納税関係書類や確定申告・決算書一式は1期分でもいいですか	3
	（2）個人事業主から法人成りした場合はどのような書類が必要ですか	3
	（3）区外在住で、板橋区内に事業所がある個人事業主の場合、どの納税確認書類を出せばいいですか	3
	（4）住民税を分割納付しています。融資の申込はできますか	4
	（5）住民税等を口座引落としにしているため、領収書がありません。どうすればいいですか	4
	（6）法人住民税の納税確認書類は何を提出すればいいですか	4
	（7）確定申告書に収受印も受信通知もありません。代替となる書類はありますか	4
	（8）賃貸物件の改修工事を行いたいのですが、その物件の一部に事業主本人も住んでいます。融資の対象になりますか	4
4	注意事項	5
	（1）借換制度ご利用の場合	5
	（2）小口制度ご利用の場合	5
	（3）あっせん書の有効期間について	5

1 申込み方法について

必要書類をすべてそろえて、産業振興課窓口までお越しください。

※**郵送での申請はできません。**

※金融機関担当者による代理申請の場合、**委任状は不要**です。

「創業支援融資」「事業資金融資 経営改善特例」「小口資金融資 経営改善特例」「事業承継資金融資」をご利用の場合は、事前に中小企業診断士との面談が必要なため、金融機関担当者による代理申請はできません。

2 必要書類について

「板橋区産業融資のご案内」10ページをご確認ください。

融資の種類によって必要な書類が異なります。

(例：ものづくり設備資金融資の場合)

対象業種を営んでいることを証明する書類、設備投資計画書（東京都様式）

※**書類が1つでも不足している場合、受付が出来ないことがあります。**事前によくご確認の上、お越しください。

3 よくある質問

(1) 事業開始から2年経っていない事業者の場合、納税関係書類や確定申告・決算書一式は1期分でもいいですか

1期分で構いません。

(2) 個人事業主から法人成りした場合はどのような書類が必要ですか

<法人成りして2年以上の場合>

直近2期分の確定申告・決算書一式および法人都民税納税証明書

<法人成りして1年以上2年未満の場合>

1期分の確定申告・決算書一式および法人都民税納税証明書のみ

※個人事業主時の書類は不要です。

<法人成りして1年経っておらず、確定申告書等がない場合>

個人事業主時の確定申告・決算書一式 2期分および事業主の住民税納税確認書類 2期分
あわせて、法人成りしたことがわかる書類（個人事業主の廃業届、法人設立届）

(3) 区外在住で、板橋区内に事業所がある個人事業主の場合、どの納税確認書類を出せばいいですか

板橋区に収めた住民税（事業所課税分）の納税確認書類が必要です。

（年間5,000円の課税。納税証明書は区役所本庁舎や区内各区民事務所で取得できます。）

事業主本人がお住まいの自治体の納税確認書類ではありませんのでご注意ください。

ただし、事業主がお住まいの自治体で非課税の場合は、板橋区でも非課税となるため、お住まいの自治体の非課税証明書で代用可能です。

板橋区から課税されていない場合は、課税の手続きをとり、納税の上、お申込みください。

事業所課税の手続き等の詳細につきましては、板橋区役所課税課（3579-2101）までお問い合わせください。

(4) 住民税を分割納付しています。融資の申込はできますか

分割納付している方は融資の申込はできません。

本来の納期（年間4回・6月末、8月末、10月末、1月末）までにお支払いいただいている方のみが融資の対象となります。

(5) 住民税等を口座引落としにしているため、領収書がありません。どうすればいいですか

通帳の「氏名がわかるページ」「引落とし日・金額がわかるページ」と、「納税額通知書」の写しをお持ちください。すべてが揃わない場合は、納税証明書を取得してください。

(6) 法人住民税の納税確認書類は何を提出すればいいですか

納税証明書（原本）のご提出をお願いします（都税事務所にて取得できます）。

令和5年度より、領収書（コピー）ではお申込みできません。

(7) 確定申告書に収受印も受信通知もありません。代替となる書類はありますか

税務署にて取得できる「納税証明書 その2」をご提出下さい。

(8) 賃貸物件の改修工事を行いたいのですが、その物件の一部に事業主本人も住んでいます。融資の対象になりますか

お申込みは頂けますが、事業主の居住部分を除いた賃貸部分が融資の対象となります。

外壁改修等の場合は、見積書の総額を床面積で按分し、本人居住分を除いた金額が上限額となります。床面積がわかる資料（登記簿謄本のコピー等）をあわせてご持参ください。

4 注意事項

(1) 借換制度ご利用の場合

借換えの対象となる既往債務を管理している金融機関と申込者本人の連名での「借換同意及び誓約書」をご用意ください。特に異なる金融機関で借換える場合は、双方同意の上、お申込みください（区では、この「借換同意及び誓約書」の提出をもって双方の同意があるものとみなします）。

(2) 小口制度ご利用の場合

「小口資金融資」「小口資金融資 借換特例」のあっせんを受けた後に、保証協会の小口枠（全国統一保証制度限度額）超過が判明し、一般制度へ変更が必要となるケースが多々見受けられます。

小口資金融資をお申込みの際は、あらかじめ保証協会の残高をご確認いただき、申込時の申請額と、他の金融機関及び板橋区以外の制度融資も含めた利用残高の合計額が2,000万円を超えないことをご確認ください。確認後は申請書右上の記載欄に残高をご記入ください。

(3) あっせん書の有効期間について

あっせん書の有効期間は発行日から30日間です。この間に金融機関における融資実行の可否を決定してください。信用保証を必要とする場合は、この間に東京信用保証協会に保証申込をする必要があります。

※「保証の決定」および「融資の実行」は有効期間を過ぎても支障ありません。

<期間の延長>

事情により斡旋書の有効期間を超過する場合は、「産業融資あっせん書有効期間延長申請書」の提出、区からの承認をもって、さらに30日間延長することができます。区が発行する承認書を添付して、東京信用保証協会に保証申込みをしてください。